

令和5年1月13日  
自動車局旅客課

## タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第6期）を実施します ～12月1日から同月31日の間のLPガスの価格高騰相当分を支援～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第6期）の申請受付を、1月13日（金）から開始します。  
今回の対象期間は令和4年12月1日～同月31日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第5期に続き、第6期（令和4年12月1日～同月31日）の申請受付を開始します。

### 1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

### 2 申請受付期間

令和5年1月13日（金）～令和5年2月27日（月）16時

### 3 支援内容

令和4年12月1日～同月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和5年1月以降の事業については、別途お知らせします。

### 4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第5期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

### 5 その他

- ・ **第6期は、第2期～第5期とは異なり、12月分の1ヶ月分のみです。**令和5年1月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・ 第1期～第4期（令和4年1月～9月分）の受付は終了しております。
- ・ 第5期（令和4年10月～11月分）の受付は令和5年1月26日までです。
- ・ 第4期及び第5期ともに補助金を受領された事業者においては、第6期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

#### 【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5527-0234

※第1期～第5期と異なりますのでご注意ください。

（事業全般に関すること）

自動車局旅客課 有馬、上中、富田

代表：(03) 5253-8111（内線 41223）

直通：(03) 5253-8571